この付近進むに方なく退くに退けずと云った難所、それを通過すれば昔は一段の切落しだったが、今は百段の広場に立派な天満宮の社があり、ここは所謂二の丸に相当するところである。二の丸は本丸の次に重要な曲輪で、本丸の出入口に当り、本丸を守備する最後の拠点となる。二の丸陥落は実質的には落城ということにも成る。これからは昔は急傾斜七、八メートルの坂を登ると、高さ二、三メートルに垂落して作った丈夫なりが、くるりとはち巻型に本丸を取巻いている。

頂上の本丸址は、南北九メートル東西十五メートル、思ったよりせまいが城の中心として戦闘には司令部となる。従って展望性が重視される。ここに立てばたしかに展望はきく。城の真下、四方、見えないところはない。御大将が陣をとれば、居ながらにして周囲の戦況は手にとる如く、采配を振るには絶好の場所と云える。

それより峯づたいに下山することになるが、五、六所の段々にした切落しを通って下る。四つ目の平地付近を城の越と云う。このあたり盆踊で有名な「お高半蔵」心中の場所として、地蔵様が祀られていたが今はない。たぶん頂上にある石地蔵がそれであろうか。

下山すれば一本道で、一列縦隊でなければ通れないような狭せまい道である。この道は二百数十メートルで上の台へとつづく。

上の台は豪族佐伯氏一族の居館のあった跡であると思われる。館城とも云い、普通丘を利用して空堀等で区切り、周囲に塁を設けて敵を防ぐことが出来るが、大戦争となれば近くの山城によって戦った。この鵜山城は、麓に居館をもつ中世の典型的な城造りであったと云える。

この要害堅固な鵜山城も、遠望すれば小さな一個の山塊にすぎない。かつて昔、大内氏が来攻した時川原沖がこの城を見て、「この小城なら朝めし前」とばかにして、一気に押しつぶそうとかかったのが大敗のもとになったと考えられる。

又、天正十四年十一月島津氏の大軍と堅田合戦の時、第三陣の大将佐伯進士統幸は、この鵜山城の本丸より戦況を見て、敵の逃ぐるを追って長池口へ進撃したという二度の戦歴をもっている。

（おわり）

研究

御年貢の上納（二）

―来木村大庄屋文書の周辺（その四）―

会員　羽柴　弘

「五風十雨」（五日に一度風が吹き、十日に一度雨が降る）の言葉のように、風雨その時を得てこそ農作は好結果をもたらすものであるが、お天道様は必ずしも百姓の都合のよいように恵んでくれない。前号のように麦秋の長雨も困るが、水がなくては叶わない稲作の場合、適量の降雨がなくて、いわゆる旱魃（かんばつ）が打ちつづくと大変である。当郡は水路さえあればすぐに河川や掘井戸からポンプアップで解決するが、昔は全く延引なしであった。

田植が出来ない。苦肉して水を汲んで田植はしても、カンカン照りがもの十日もつづけば、田は一面に白く干上がり植付けたばかりの稲は葉を巻き、やがて枯れてしまう。

そこで村々では龍王山に参って雨乞いをする。藩の方

からも雨乞い祈禱のお達しが、大庄屋許に届く。

（資料 十六）

覚

五所大明神
若宮八幡
大日寺不動

右者打続日干ニ付諸作□候趣相聞候ニ付右三ヶ所ニ
おゐて雨乞御祈禱被仰付候間右之趣宗々百姓共迄可
申候此廻状令受印早々順達留ゟ吉野半太夫方江可相
返候　以上

山　藤右衛門
明　大　助
ゟ　五郎左衛門

酉　六月十四日

これは殆んど前号資料十二、十三と形式文章が同じで、雨天を天気快晴にというのを、日干につき雨乞と替えているもの、果して「一天俄かにかき曇り、篠つく大雨ー」が降ったかどうかーーーーーー。

読み下し現代文に書けば、（頭書部分略）

〃右は打ち続く日干（日照り）につき、諸作に困（？）っているとのことを聞いたので、右三か所で雨乞いのご祈禱を仰せつけたから、このことを宗々の百姓共まで知らせよ。此の回状（まわし手紙）を（読んだ者には）受印（承知したという印）をさせ、留（最終のもの）から吉野半太夫方へ返せ〃

ということになろうか。複写、謄写、印刷の技術のなかったこの当時としては、このような回状（通達文、回章）により、順達、受印、留より元に戻すという便利な方法を用いたのであった。いやな響きする感ずるが上意下達の最も効果的な方法であった。

尚日付の酉は万延二年（文久元年）に当り、（陰暦）六月十四日というと田植がすんでホッと一息という頃であった。

雨乞いがききすぎたわけでもあるまいが、今日で言う集中豪雨は困る。二百十日、二百二十日、いわゆる稲の出穂期に豪雨や大洪水に見舞われたら全く収穫なしとなる。これをよく物語る一連の記録が残されている。文久二年（戌）閏八月の中旬、今日の陽暦でいくと九月下旬か、或は十月上旬であろう。稲穂は日に日に傾きかけて豊作の姿を見せかけていたであろうにーーーーー。

（資料 十七）

覚

閏八月十一日大風雨有之候延赤木村水川筋式丈三尺
程相増申候洪水等申□□候以上

（註）「赤木村水川筋」とは赤水川（支流）に対する久留米川本流を指すものであろう。三丈三尺（約七米）の増水ということ、今日の護岸堤防でも大変な水位、まして当時の水田事情から考えて、且つない被害をうけたようである。

（資料 十八）

覚

洪水見廻り御差立に相成候御手附加藤弥源太義上直見今十四日九ツ時頃ニ当村被罷越候延大庄屋留□高代勤小庄屋猶左衛門罷出候延御用相済直ニ仁田村江被罷越候

閏八月十四日

前書之洪水ニ付□所之見分代勤相廻候十四日上□小庄屋猶左衛門同道ニ而相廻り候延撰ミヶ所多く有之

十五日下組小庄屋喜平次同道相廻り候処右同断之損ミニ有之候

（注）右資料十七、十八は当座の メモであるが、次は今回の災害状況の正式な報告書で、藩庁へ提出の文書の控である。

（資料 十九）

覚

当村中

一拾八町七段四畝

内　拾四町九反四畝程　但水押ニ御座候

壱町九反九畝程　但砂入ニ御座候

壱町八反壱畝程　但洗えき御座候

一下津留堰　壱ヶ所　但川横拾壱間川長八間程洗落申候

一同所井溝　壱ヶ所　但長サ十六間程深サ四尺程砂入御座候

一津留堰　壱ヶ所　但□□川横拾□間程川長五尺程洗落申候

一中津留井溝　壱ヶ所　但砂入御座候ゑ□□□拾四間程深サ五尺五寸□□□

一道野内しから堰　二ヶ所　但川横拾間程宛川巾五尺程宛流落申候

一改原しから堰　弐ヶ所　但川横九間程宛川長壱間程宛不残流落申候

一大野堰　壱ヶ所　但石畳川横三間程川長弐間程洗落申候

一同所井溝　壱ヶ所　但長壱間程深サ三尺程砂入御座候

一平水ゟ弐丈弐尺程相増申候

右者当月十日大雨ニ付当村中見廻り申候処書面之通御座候　依此段御断申上候　以上

戌閏八月十六日　役人　印

これは赤木村にとっては大変な被害である。洗い流された水田、決潰した井堰、水路を眼の前に見て呆然となった。四年前安政五年の大洪水の復旧工事がやっと形付いたばかりのところにこの痛手。すぐ次の文書がつづいている。

（資料 二十）

覚

一銀　三百壱匁　石工　八拾六人

但下津留堰石畳川横八間程川長六間四尺程損し申候ニ付去る八月ゟ九月迄修覆仕賃銀諸共二日三匁五分宛に御座候

一銀　百拾六匁　松板壱寸五分　弐拾間

但　目所修覆入用三日五匁八分かへニ御座候

一銀　六拾壱匁　石工　四拾六人

但中津留川横拾壱間程川長弐間弐尺程去る春三□□井溝止ハニ修覆仕賃銀共二日三匁五分宛ニ御座候

〆五百七拾八匁

右者去安政午年七月十二日出水ニ付損し（ママ）御座候延追ニ大破ニ相成申候ニ付書面之通夫々修覆仕申候延右工賃銀掛ニ差支申候ニ付※□銀ヲ以 [子][代] 銀相掛申候（又は園）

依此段御断申上候　以上

戌閏八月廿日　役人　印

四年前の災害復旧費の立替掛の届を、この度の災害の直後にしているのはなぜか、この資料だけでは解しかねる。それと※印メ□銀が何かわからぬのが残念である。

いずれにしても、この災害の始末をせねばならぬが、藩庁から検分の役人を迎えて、復旧の叶わぬ分についてはお年貢の減免を願わねばなるまい。応急の措置として水路に早く水を通さなくてはならない。（つづく）